

## 丸石製薬人権方針

丸石製薬は、経営理念として「堅実経営を旨とし、医薬品等の研究・開発・生産・販売を通じて、医療の発展に寄与し、健康と福祉に貢献する」ことを掲げています。この理念を実現するため、当社の行動原則である「丸石製薬企業行動憲章」に基づき、すべての人々の人権を尊重する経営を行うことを目的として、「丸石製薬人権方針」（以下、本方針という）をここに定めます。

### 1. 人権に対する基本的な考え方

丸石製薬は、すべての人々の人権を尊重するため、基本的人権について規定した以下に定める国際規範を支持し、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に基づいて人権に対する取り組みを推進します。

- 国際人権章典（「世界人権宣言」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」）
- 国際労働機関（ILO）の「労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言」
- 人を対象とする医学研究の倫理的原則である「ヘルシンキ宣言」など

### 2. 適用範囲

本方針は、丸石製薬のすべての役員及び従業員に適用されます。また、丸石製薬のサプライヤーを含むビジネスパートナーにも、本方針への理解と支持を求めます。

### 3. 人権尊重の責任

丸石製薬は、自らの事業活動において、人権への負の影響を及ぼす可能性があることを理解し、人権侵害を行わないことに努めます。また、自らの事業活動において、人権への負の影響が生じた場合は、その是正に向けて適切に対応します。

### 4. 人権デュー・デリジェンス

丸石製薬は、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に則して、人権デュー・デリジェンスを推進し、自らの事業活動に関連する人権への負の影響を特定し、その防止及び軽減を図り、継続的な改善に取り組みます。

### 5. 対話・協議

丸石製薬は、自らの事業活動により人権への影響を受ける可能性のある人々の視点を理解するため、関連するステークホルダーと誠意をもって対話と協議を行います。

## 6. 教育・研修

丸石製薬は、すべての役員及び従業員が本方針を理解し、本方針に基づいた事業活動を実施するため、役員及び従業員に対して継続的に教育・研修を行います。

## 7. 適用法令の遵守

丸石製薬は、自らの事業活動を行う国又は地域における法令を遵守します。また、国際的に認められた人権に関する原則を最大限に尊重するよう努めます。

本方針は、丸石製薬の取締役会の承認を得ており、代表取締役社長により署名されています。

2023年12月22日  
代表取締役社長執行役員  
井上 勝人